第78号議案

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年12月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の引上げを行うため提案する。

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成9年蒲郡市条例第9号)の 一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ				を
	処分	10キログラムごとに	60円	
Γ				に
	処分(家庭系一般廃棄物)	10キログラムごとに	60円	
	処分 (事業系一般廃棄物)	10キログラムごとに	100円	
				_

改める。

別表第2中「80円」を「150円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間における改正後の別表 第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「100円」とあるのは 「80円」と、別表第2中「150円」とあるのは「110円」とする。